

# 平成28年度 法人事業計画

## 1 法人の理念等

### ◎ 理念

ひとりひとりが すてきな笑顔で いられる場所に

利用者が『信頼』の笑顔に  
家族が『安心』の笑顔に  
地域が『期待』の笑顔に  
職員は『思いやり』の笑顔に  
経営者は『感謝』の笑顔に

～私たちは『笑顔』でつながる場所を目指します～

### ◎ 経営方針

- ・快適な生活空間と、利用者本位の、そして利用してよかったと言われるサービスを提供し、全ての人が笑顔でいられる場所になるように努める。
- ・社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい、新たな事業への取り組みを積極的に行う。
- ・法人のサービスが、利用者はもちろん、地域にとって喜ばれるように努める。
- ・職員一人ひとりが経営者の立場に立って、コスト意識を持って業務にあたる。
- ・コンプライアンスを重視し、制度改正に的確に対応する。

### ◎ サービス提供方針

- ・利用者の状況を把握し、尊厳の確保を第一とし、自立の支援を行う。
- ・継続的に業務改善を行い、安全安心なサービスを提供する。
- ・情報公開を進めるとともに、個人情報の保護に努める。
- ・職員研修を充実し、職員の資質の向上に努める。
- ・事故対応を確実に行い、ヒヤリハット活動で危険予知能力を向上させる。

## 2 社会福祉を取りまく情勢等

急速な高齢化を背景とする社会保障費の増加、リーマンショック後の経済危機への対応、名目経済成長率の低迷等もあり、財政状況は大幅に悪化し、国の一般会計は、社会保障経費や国債費の増大により政策に自由度が低下し、赤字国債の発行を通じ次世代に負担を先送りする構造となっています。

我が国の経済は、これまでの円安基調を背景に、大都市に立地する輸出型大企業を中心に業績が改善しておりますが、地方の中小企業に広く及ぶまでには至っておりません。先頃発表された10月から12月期の実質国内総生産の速報値は、中国経済の減速の影響などから、前期比の年率換算で1.4%減となったほか、最近の急激な円高の動きなどもあり、我が国経済は先行きを見通すことが難しい状況になっています。

日本銀行では、2月16日に、新たな金融緩和策として「マイナス金利」を導入しましたが、円高、株安など不安定な経済状況が続いております。

その様な中、政府はアベノミクスを進展させ、「経済の好循環」を確かなものとし、地方創生と女性の活躍を推進し、消費税の10%への引き上げを平成29年4月に確実に実施し、医療・介護を始めとした社会保障を次世代に引き渡してゆく責任を果たすとしています。

また、昨年10月、一億総活躍社会の実現を掲げ、少子高齢化の流れに歯止めをかけ、50年後も人口1億人を維持するとし、これまでのアベノミクス「三本の矢」を束ねて一層強化した新たな第一の矢（希望を生み出す強い経済）、一億総活躍社会の実現に向けて、新たな第二の矢（夢をつむぐ子育て支援）、第三の矢（安心につながる社会保障）を放ち、希望出生率1.8、介護離職ゼロという明確な目標を掲げました。

当法人と直接かかわりのある「介護離職ゼロ」については、ニーズに応じた介護サービスの供給確保、介護サービスを必要とする人の目線に立った支援の推進、健康寿命の延伸を図ることが必要とされており、具体的には次の検討を深めるとしています。

- ① 必要な介護サービスの供給確保の観点から、ニーズに見合った介護施設・在宅サービスの整備、介護人材の育成・確保・待遇改善、介護事業の生産性向上への取り組み。
- ② 障害や難病のある方が、安心して生活できる環境づくりや、希望に応じた多様な働き方や社会参加を実現するための支援等、自立と社会参加支援の推進。

また、衆議院で可決され、参議院で審議中の社会福祉法の改正案は、法人運営に大きな改革をもたらすもので、経営組織のガバナンス（統治・管理）の強化、事業運営の透明性向上、地域における公益的な取り組みを実施する責務、財務規律の強化であり、大きな改革となるこの対応も迫られることとなります。

なお、懸念されていた法人税の課税については、引き続き検討されることになり、先送りされているところであります。

糸魚川市においては、高齢化率が36.6%（H27.9現在）と、国・県よりも早く高齢化が進行しており、特に一人暮らし老人や高齢者のみの世帯、認知症高齢者がさらに増えるものと予想され、高齢者・障害者が住み慣れた地域で、生き生きとした生活を継続できるよう「地域包括ケアシステム」を更に推し進めることが必要とされております。

なお、要支援1・2以下を対象とする介護予防・日常生活支援総合事業については、28年4月1日から随時実施されることになりました。

一方、障害者福祉では、障害者基本法から自立支援法そして障害者総合支援法となり、身体障害者をはじめ知的障害、精神障害、難病患者への支援と対象者範囲が拡大され、また、4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行になることから、地域での共生社会の実現や障害児・者を個人として尊重する社会の在り方がより強く求められるようになっていきます。

当地域においては、民設社会福祉法人や民間事業者の福祉分野への参入がある一方、特別養護老人ホームの増床もあり、在宅サービスの利用が減少しており、ショートステイ居室の減少やデイサービス施設の休止など厳しい状況が続いております。

利用者にとっては、サービス選択範囲が広がることから喜ばしいことではありますが、事業者はそこから選ばれるサービス提供者となれるよう、職員レベルの向上を図り、利用しやすいサービス提供ができるよう努力していかなければなりません。

### 3 ひすい福祉会の置かれている状況

ひすい福祉会は、合併した糸魚川市の中にあり、旧青海町全域と旧糸魚川市東部地域をエリアとして設立され、公設民営の法人として20年の歴史があり、地域との交流も盛んで、一定の信頼も

得ているところです。

糸魚川市には、当法人のほか、公設民営の2法人が幅広く事業展開しているほか、民設の社会福祉法人や民間企業が高齢者福祉部門に参入し、事業展開しています。

現状では、特別養護老人ホームは、公設民営法人ですが、ミニ特養や老健施設、ショートステイ、デイサービスや訪問介護などにおいては、他の社会福祉法人や民間事業者が参入し、競い合っているところです。

不足していた入所施設については、昨年、能生地域で完成し、糸魚川地区においても、ショートステイ居室の一部特養への転換で、入所枠が拡大しております。

これが一因で、最近では、特に在宅系サービスの稼働率低下が顕著で、それが経営に直接響いていることから、この対応に苦慮しているところです。

また、社会福祉法改正に伴い定款等の改正や役員・評議員の改選など、滞りなく進めなければなりません。

更に、当法人におきましても、介護離職や育児離職も発生しており、職員確保が課題となっております。

このような状況下で分析しますと、当法人の強みとしては、

- ① 公設民営法人として、地域からの信頼を得やすい。
- ② 法人本部会議で、法人の意見集約機能があり、組織として統一した見解を持つことができる。
- ③ 介護や障害分野で在宅から施設サービスまで様々な事業を行っており、幅広いニーズに対応できる。
- ④ 人事考課、職員研修システムの体系化、マニュアルの整備等により、職員の資質向上を図っている。
- ⑤ 看取り体制の充実や喀痰吸引研修の受講を進め、重度化の対応基盤が整いつつある。
- ⑥ 調理部門が直営のため、個別の対応や調理レク等介護の一翼を担うことができる。

また、当法人の弱みとしては、

- ① 公設民営で危機感がなく、外部環境に無関心である。
- ② 施設の老朽化による備品・設備の維持経費増、人件費の自然増により、財政に余裕がなくなってきた。
- ③ 敷地に余裕がなく、施設の増改築が難しい。
- ④ 財政状況が厳しくなっているが、経費節減、新規事業などの増収策に対して消極的である。
- ⑤ 法令、法人理念、事業目標への関心やマニュアルの理解が不十分である。
- ⑥ 法人本部の機能が発揮されておらず、人事制度の一元化や幹部職員の育成が進まない。
- ⑦ 各事業所間の異動や交流が少なく、情報交換や連携が不十分で、組織としての意識に欠ける。
- ⑧ 絶えず職員不足で、計画的採用が難しく、職員構成もアンバランスで硬直化している。
- ⑨ 事業所としての特徴あるメニューに乏しく、そのために情報発信力が弱い。

があげられ、これらを考慮して、次の事業計画をたてました。

## 4 事業計画

次の事項をベースに事業展開を図る。

### (1) 信頼される施設（地域貢献）・質の高いサービスの提供

- 地域を巻き込んだ活動による交流等を通じ、積極的な地域貢献を図る。

- ホームページや広報紙などでの情報公開により、開かれた施設を目指す。
- 相談支援事業所との連携により、障害児も含めた重度障害者の受入と利用の安定を図る。
- 認知症や医療依存度が高い重度利用者の積極的な受け入れ、看取りの対応、地域のニーズに応じた既存の在宅系サービスの充実を図る。
- 機能訓練等、要望の高いサービスの実施に向けて体制の整備を行う。
- 認知症カフェを活用し、認知症の人や家族の思いを尊重するとともに、地域で生活しやすいよう支援していく。
- マニュアルの実行により、基本的なサービス水準を統一する。

## (2) 新規事業への取り組み

- 既存事業以外の介護サービスを研究し、可能性のある事業展開を検討する。
- 糸魚川地域での喀痰吸引等研修（第二号研修）の実施に向けて検討する。
- 地域包括支援センターの活動を通じ、介護保険外の事業等の具体的な事業展開を検討する。

## (3) 経営の安定と施設・設備の計画的整備（維持管理・更新）

- 利用者の情報共有などの事業所間連携を図り、信頼できるサービスの提供による利用の増加と収入の安定（選ばれる施設）を図る。
- 要望の多い機能訓練等の実施で、加算算定につなげる。
- 人件費の実態を直視し、勤務実績に応じた支給となるよう、賃金制度の見直しを行う。
- 施設修繕・設備更新を計画的に実施することにより、効率的な運営と経費の節減を図る。

## (4) 人事制度の構築・教育研修の充実

- 事業遂行における基本的価値観と目的意識を再確認するため、理念教育を徹底する。
- 新卒者の計画的採用に向け、実習・見学の受け入れを推進し、ホームページの充実により効果的情報発信を行う。
- 計画的に幹部職員や専門職員を育成するため、定期的な職員異動と効果的な職階別研修体系を整備する。
- ストレスチェック制度に取り組むとともに、職員の健康管理を強化する。

## (5) 法人本部機能の強化

- 社会福祉法の改正を受けて、役員体制や法人組織について検討する。
- 各事業所間の情報を共有し、人事管理、採用・研修・育成や事務の一元化に向けた仕組みを構築する。

## (6) 各事業所

各事業所については、次のとおりです。

### ① 東部施設

法人理念を基本に、多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援します。

### ② 西部施設

法人理念、目標を踏まえ、事業所のサービスが、利用者、家族、地域の皆様に喜ばれ、地域福祉の増進に役立つことで、職員がやりがいを感じられる事業運営を目指します。